

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく！！

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円 (一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円 (第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 : 10,000円 (一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。
詳しくは、裏面の「一問一答」をご覧ください。

申請
必要

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、**これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。**(※公務員の方は勤務先へ申請)

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください！

以下の方は速やかに申請して下さい。

(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、**転出した日(転出予定日)の次の日から**、
10月以降にお子さんが生まれた方は、**お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。**

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

伯耆町役場 福祉課 福祉支援室 電話 0859-68-5534



厚生労働省・鳥取県・伯耆町

子ども手当 一問一答



10月からの子ども手当について説明します。

Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？

A1 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるからです。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？

A2 お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。

ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A3 お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを聴きましたか？

A4 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができるようになります。

